

保税制度について(社内研修等参考資料)



# 問題集(保税工場用)

下記の記述につき、正しいものに「○」、また、間違っているものには「×」を記入してください。

	問題	回答
1	保税工場とは、外国貨物についての加工若しくはこれを原料とする製造等が行える場所として、申請により税関長が許可する保税地域のことであり、当該工場にて製造された製品については外国に積み戻すことが前提となるため、製品の積戻しが行われない工場については、保税工場の許可はできない。	
2	保税工場において、保税作業に保税品として使用できるのは、製品に化体される原料品のほか、消耗的な補助原料や保税作業に使用される燃料も含まれる。	
3	関税法第32条に基づく外国貨物の見本一時持出の許可を受けて持ち出した貨物につき、持ち出した貨物と併せて貨物全体について持出許可期間内に輸入許可となったので、持ち出した貨物を元の保税地域に戻し入れなくてもよい。	
4	外国貨物をくずとして処分する場合、関税法第34条に基づく税関への届出をすれば、関税等を納付することなく処分することができる。	

	問題	回答
5	保税工場の被許可者は、その管理する外国貨物についての帳簿を設けなければならないが、その帳簿の保存期間は、記載すべき事項が生じた日から2年間である。	
6	搬入の時期が異なる原油を保税工場の同一タンクに蔵置することは、関税法第56条第1項にいう「混合」に該当し、保税作業となることから、当該蔵置の終了後に税関にその旨を届け出る必要がある。	
7	保税工場は、原則としてその所在地を所轄する税関官署からの路程が25km以内(交通施設が整備されていればおおむね100km以内)の場所でなければならない。	
8	保税工場の被許可者である法人のすべての役員や従業員だけでなく、保税業務の委託先の企業のすべての従業者に対しても、社内管理規定の方針及び手続を理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるため社内教育・訓練についての体制を整備し、継続して実施する必要がある。	
9	保税作業に使用する原料のうちの一部につき、輸入通関のうえで保税作業に投入する予定である。この輸入通関を保税工場で行うためには、保税工場の当該原料の蔵置場所について、関税法第56条第3項に基づく併設蔵置場の許可を受けなければならない。	
10	関税法第56条第2項の規定により、外国貨物を保税工場に入れた日から3か月間は、保税蔵置場の許可を併せて受けているものとみなされることから、保税工場とは別の工場で使用する原料を輸入通関するために保税工場に蔵置することは、搬入から3か月までの間であれば可能である。	
11	保税作業を行う設備が古くなったため改修作業を行う場合、あらかじめその旨を税関に届け出る必要がある。	

	問題	回答
12	平成28年4月1日に保税工場Aについて移入承認を受けた原料について、平成29年4月1日に別の保税工場Bについてあらためて移入承認を受けた。保税工場Bでできた製品は、平成30年4月1日までに保税工場Bから搬出する必要がある。	
13	平成28年4月1日に保税工場に搬入した原料Aと平成29年4月1日に保税工場に搬入した原料Bを同時に保税作業に投入した。できた製品は平成30年4月1日までに保税工場から搬出する必要がある。	
14	既存の保税工場では納期までに製造できないほどの製品の発注があり、保税作業の一部を他社の工場に委託することとなったため、当該工場につき関税法第61条第1項に基づく保税工場外における保税作業についての許可を申請した。	
15	許可を受けて保税工場外における保税作業をする場合であっても、保税工場外から再び元の保税工場に搬入され、それが元の保税工場から出された貨物の製品であることが確認できるか、又は保税工場外に貨物があっても実質的な貨物管理は保税工場の被許可者が行うものであることが必要となる。	
16	保税作業の開始及び終了の際に、その旨を税関に届け出る必要があるが、税関長が取締り上支障がないとして通知した場合、開始届は不要である。	
17	税関長が指定保税工場として指定した工場は、都度保税作業の開始及び終了の届出をすることなく、使用した原料やできた製品の数量等を毎月報告することで足りる。	
18	複数の工程に分かれる保税作業について個別の工程ごとに管理することなく総量的に貨物を管理する場合、税関にその旨を申し出て要件を満たすと判断された場合、保税工場として許可を受けている期間中は当該総量的な貨物管理が可能となる。	

	問題	回答
19	保税工場に搬入した外国貨物につき、やむを得ない理由により保税工場での蔵置期間が搬入から3か月を超える場合、「移入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定申請書」を税関に提出して承認を受けることにより、引き続き当該外国貨物を蔵置することができる。	
20	できた保税工場製品の一部につき、サンプル品として保税工場内に置いておきたいので、蔵置期間の延長の申請を行った。	
21	内外貨混合使用承認の期間は、原則として保税工場の許可又は更新の期間を超えない範囲内で包括的に認められる。	
22	内外貨混合使用の承認を受けて保税作業を行った場合、保税作業終了後速やかに外貨に対応する製品の特定作業を行う必要がある。	
23	製品は原則全て積戻しを行っている保税工場において、外国貨物である原料の運搬時の梱包用に使用していたプラスチック製パレットにつき、国内で使用することなく処分するため、税関に適宜の書面を提出し国内引取りを願い出た。	
24	保税作業による製品が、港頭地区保税地域において契約キャンセルにより次の契約待ちとなったため、保税運送により元の保税工場に戻した。	
25	保税作業に使用する外国貨物が保税運送により保税工場に到着したため、保税作業に投入した。	